**埼玉県避難者向け民間賃貸住宅の退去時の取扱いについて**

平成２4年５月 8日　埼玉県都市整備部住宅課

平成26年５月２３日　埼玉県都市整備部住宅課一部改正

令和　３年４月　１日　埼玉県都市整備部住宅課一部改正

　埼玉県の避難者向けの借上げ住宅の退去時の取扱いについて御案内します。

１　退去時の手続きの流れ（概要）

物件管理会社等

県

入居者

**②**

**①**



**④**

**③**

j0235319

**⑤**

**⑦**

**⑥**

　① 入居者から、退去の旨を管理会社等に連絡

　② 管理会社等から、退去の旨を県に連絡。

　③ 管理会社等から入居者に連絡し、退去立会い及び鍵の受け渡し日の調整。

　　 入居者に「退去届」を記入していただく。

　④ 管理会社等から、「退去届」を県に送付（ＦＡＸ可）

　⑤ 県から、契約の解約について電話連絡。その後、解約通知の送付

　⑥ 管理会社等から、過払い分の返納、日割の請求（該当がある場合）

　⑦ 管理会社等による退去の立会い、鍵の受け渡し

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※　順序は前後する場合があります。

２　物件管理者等へのご案内

① 入居者から、借上げ住宅の退去の連絡を受けた際には、「退去届」を入居者に記入いただき、県住宅課まで郵送（ファックス可）してください。

② 県住宅課に、退去の旨の電話連絡をお願いします。

③ 入居者と、退去時の立ち会いの調整を行ってください。

④ 県住宅課に、「退去立会い調書兼鍵の引き取り書」を御提出ください。

※　退去手続きに係る各用紙は、県住宅課ホームページからダウンロードすることができます。

　　　　　　○送付先　　〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

　　　　　　　　　　　　埼玉県都市整備部住宅課　マンション担当　あて

　　　　　　　　　　　　TEL 048-830-5573 FAX 048-830-４888

３　入居者（退去される方）へのご案内

　①　借上げ住宅を退去する場合は、退去予定日の1か月前までに、物件の管理会社等及び県住宅課宛に、退去の旨をお申し出ください。

　②　「退去届」を管理会社等に提出してください。（様式はこちら）

　③　物件の管理会社等と、退去時の立会い及び鍵の引渡し日について、調整を行ってください。

４　解約の際の家賃及び共益費（以下「家賃等」という。）の考え方

　①　家賃等は、埼玉県借上げ住宅賃貸借契約書第１０条により、県住宅課からの解約申入れ日から起算して、契約書に記載している１か月分の家賃等をお支払いします。

　②　県住宅課からの「解約申入れ日」は、原則として、入居者が電話などにより、貸主、物件管理者又は県住宅課などのいずれかのうち、最も早く退去の申し出を行った日とします。

③　退去届に記載された退去予定日が、解約申入れ日から起算して1か月を経過した日以降の場合（例１）は、退去予定日までの家賃等をお支払いします。

　④　県住宅課から解約申入れ書類を送付します。送付先は、管理会社等の指定する住所とすることもできます。

　　（乙からの解約）

第10条　乙（埼玉県知事）は、甲（貸主）に対して1か月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

２　前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1カ月分の家賃又は家賃相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1カ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

「埼玉県借上げ住宅賃貸借契約書」より

例１

　　　　　　　　　　　解約申入れ日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 退去日

　　　　　　　　　　　　 3/7　　　　　 1か月　　　　 　 4/6　　　4/10

この日までの家賃等を支払います。

例２

　　　　　　　　　　　解約申入れ日　　退去日

　　　　　　　　　　　　５/31 　 ５/2　　　 1か月　 ６/3０

この日までの家賃等を支払います。

例３

　　　　　　　　　　　解約申入れ日　　退去日

　　　　　　　　　　　　６/1 　 ６/5　　　 1か月　　６/30

この日までの家賃等を支払います。

５　過払い分の返納について

　　解約時期によっては、県が過払いした家賃等を御返金いただく場合がございます。その際は、解約の申し入れ書に同封する納付書により金融機関で返納してください。（手数料はかかりません。）

6　その他

入居者が退去後、所定の手続きを行わず退去が完了しない場合は、県が家主と調整の上、借上げ住宅の使用状況等を確認し、契約を解除する手続きを行うことができる。